

議長(上田順康君)順番23、23番 富岡君。

〔23番(富岡清彦君)登壇〕

23番(富岡清彦君)一般質問を行います。

私は、市民は市政の主人公、この立場から4項目について質問いたします。

1項目めの質問は、隅田地区公民館に自動交付機設置の提案です。

3月1日、高野口町と合併し、新橋本市がスタートいたしました。市民の皆さんは合併をしてどんな橋本市になるのか、期待の声も聞かれる一方、ごみ袋代の引き上げ、し尿くみ取り料金、浄化槽くみ取り料金の引き上げ、事業系ごみ回収料金の引き上げなど、合併後、多くの公共料金が引き上げられたことに対する不満の声が聞かれます。「こんなことなら合併はすべきでなかった」合併の選択は間違っていたのでは」と、これは多くの市民の実感ではないでしょうか。

そこで、行政サービス向上の一つとして、隅田地区公民館に自動交付機設置を提案いたします。現在、自動交付機は、橋本市役所、高野口出張所、紀見北公民館、城山台のヨシストの4カ所に設置されています。自動交付機は、住民票の発行、印鑑証明の発行、納税証明書の発行、外国人登録証明書の発行などが行え、わざわざ遠くの市役所まで出向かなくても必要な証明書が自動交付機で入手でき、大変喜ばれています。

行政の公平性からは、すべての公民館に設置をと言いたいところではありますが、予算の問題もあります。1台設置に要する予算は約1,000万円と聞いております。そこで、隅田地区と市役所までの距離、隅田地区内の各種証明書の発行数などを勘案し、隅田地区公民

館に自動交付機の設置を提案します。関係地域の皆さんに歓迎される答弁を求めたいと思います。

2項目めの質問は、コミュニティバスを充実し、住みよい橋本市についてです。

質問の第1は、今年度予算でコミュニティバス運行費として2,642万9,000円が計上されています。今年度中のコミュニティバス充実計画について、その詳細を伺います。

質問の第2は、現在、試行運行されているコミュニティバスについて、どんな問題があると考えているのかを伺います。

質問の第3は、市民が利用しやすいコミュニティバスにするために私どもは3つの提案をしたいと思います。一つは、1時間以内に一巡するコースとすること、二つは、バスの台数を増やし、バスが通っていない区域すべてを通るコースとすること、三つは、公的施設、病院、買い物等に利用しやすい停留所を増やすことです。この点で具体的で明快な答弁を求めます。

3項目めの質問は、広域ごみ処理施設建設について質問します。

質問の第1は、現在の進捗状況について伺います。

質問の第2は、ごみの減量化に向け、関係市町において対策がとられているのか、また、各市町のごみ減量化計画をもとに焼却炉の規模が決定されるが、現在、どの程度の規模の焼却炉を考えているのか、伺います。

第3の質問は、ごみ焼却場において焼却処理できるごみの種類は、基本的には一般廃棄物に限られているが、広域ごみ焼却施設で繊維くずと汚泥も焼却処分する計画と聞くが、

この点で法的根拠も含め、答弁を求めます。

4項目めの質問は、御幸辻駅周辺整備を行い、安全で利用しやすい御幸辻駅についてです。

私たちが本年2月に紀見地域2,000世帯に実施した市政要求アンケートで、御幸辻駅周辺整備を求める声が多く寄せられました。そこで私たちは、夜と昼の2日間、御幸辻駅周辺ウォッチングを実施いたしました。そして、こんな改修が必要ではと、幾つかの箇所を改修することで安全で利用しやすい御幸辻駅にできると考えました。担当県職員、県議会議員も招いて現地調査を行っていただきました。その結果、駅前県道の側溝の改修など、一定の前進の見通しができたと考えています。

そこで、質問は駅裏道についてです。御幸辻駅の利用客は1日約3,000人です。そのうちの何割かは駅裏道を利用しています。1割としても約300人の市民が利用していることとなります。この駅裏道についても県関係職員にも調査をいただきましたが、コンクリートのひび割れ部分の補修を行うとのことで、本格的な改修は困難とのことでした。

この道は、利便性、利用者数を考えると、大きな段差やコンクリートのひび割れなど安全に通行できない状況を放置できないと考えます。私は、当面は本格的な改修を行い、将来的には371号バイパス道に地下道を設置すべきと考えます。

以上、明快な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

議長（上田順康君）23番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）23番 富岡議員の3番目の広域ごみ処理施設建設についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の進捗状況でございますが、用地買収の状況は、ごみ処理施設計画地の部分で13人の地権者がおられ、用地交渉させていただいておりましたが、地権者皆さま方のご理解をいただき、無事契約させていただきました。

アクセス道路、進入道路の部分は、先月の5月をもって16人すべての地権者と買収契約をいたしました。また、周辺整備事業用地の部分も、すべての地権者と買収契約がされております。

次に、事務関係の状況は、ご承知のとおり、国の政策で補助金制度から交付金制度に変わったことにより、交付金申請までに循環型社会形成推進地域計画を環境省に提出し、内示を受ける必要があります。現在、この地域計画が広域組合で作成され、5月10日付で環境省へ提出されております。この後、環境省の内示を受け、引き続いて、本年度の交付金申請を行う予定と伺っております。

また、現在、広域組合ではプラント建設工事の仕様書を作成するために基本的条件を示して、メーカーに提案書及び見積書の作成を依頼しております。この提案書をもとに発注仕様書が作成される予定であります。

次に、工事関係の状況は、アクセス道路と周辺整備事業用地の部分で、国土交通省の施行負担等の協力を受けて順調に造成が進められております。現在、アクセス道路と周辺整備事業用地の部分で約70%の造成が完了しております。

本年度中に造成を完了し、来年度からは市道整備事業として構造物、舗装工事を行い、平成21年3月のごみ処理施設の完成に合わせ、アクセス道路も供用開始する予定であります。

一方、施設本体の造成工事につきましては、林地開発連絡調整等の事務処理が済み次第、広域組合で着手できるように準備を進めてお

ると伺っております。

これらの状況を踏まえ、広域ごみ対策室と広域ごみ組合が一丸となって、平成21年3月の広域ごみ処理施設完成をめざし、精いっぱい努めてまいります。

二つ目といたしまして、ごみの減量化に向け関係市町等の対策については、ごみの減量化につきましては各市町において分別の取り組みがされております。また、平成21年の広域ごみ処理施設稼働までにさらなるごみの分別と広域での統一を行うべく調整が行われていると聞いております。

現在、広域組合で計画されているごみ処理施設の焼却炉の規模は、1日101トンであります。この算出根拠は、施設完成時に最も焼却対象ごみ量がピークとなる平成21年度の予測値をもとに算定したものであります。この予測値から実稼働日、稼働率を旧厚生省の基準によって考慮し、1日101トンの施設規模が決定されております。

次に、広域ごみ処理施設で焼却処理される一般廃棄物以外の廃棄物についてでございますが、広域ごみ処理施設では、廃掃法及び橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づいて、旧高野口町の区域内にある事業所に限り、産業廃棄物である繊維くずを一般廃棄物と合わせて処理する計画をしております。この繊維くずを広域施設で処理することは法律上問題なく、産廃処理施設の許可は必要ございません。

現在、繊維くずの処理に多額の費用を要しており、これを安全に焼却処理することで処理コストが削減され、地場産業の持続的支援が可能となります。また、市内から排出された繊維くずがどのように最終処理されるのか、安全性を含めて確認できることは、行政の責務上、大切であると考えております。

あと、残りのことにつきましては、担当参

与より答弁させます。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）隅田地区公民館に自動交付機の設置をというご質問にお答えいたします。

証明書自動交付機は、平成9年度及び平成10年度、情報通信格差是正事業費補助金を受けて、本庁ロビー及び紀見北地区公民館へ設置いたしました。自動交付機は、いずれかの場所で365日利用できることで市民の方々の好評を得ております。

また、平成17年度で自動交付機が老朽化したこと及び合併に伴い、合併推進債や地方自治情報センターの助成金を活用して自動交付機をリニューアルし、本庁、高野口出張所、紀見北地区公民館、城山台センター街へ設置いたしました。

高野口出張所につきましては、合併協議に基づき、旧橋本市域と旧高野口町域でのサービスに格差を生じないように設置いたしました。また、城山台センター街につきましては、地域の高齢化に伴う高齢者福祉の一環及び利便性の向上のため自動交付機を設置してほしい旨の地域自治会より要望書の提出があり、紀見地区の交付件数等を勘案した結果、合併に合わせて設置いたしました。

初めて自動交付機を導入するにあたり、平成9年の旧橋本市議会で答弁いたしましたように、設置場所については中学校区単位で検討していくことにしています。前述の4カ所については、いずれも中学校区単位となっており、隅田地区公民館を含む他の中学校区につきましても、今後、市民の利用状況及び特に財政状況等を勘案しながら、将来において判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）次に、コミュニテ

ィバスについてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、平成18年2月1日から市民病院循環バスとして東ルート、具体的には左回り2回、右回り2回、西ルートにつきましては、右回り2回、左回り2回の運行を実施しているところでございます。

このバスの運行は、市民の皆さまから市民病院へのアクセスについて強い要望を受け、市内の交通空白地帯をできるだけ少なくするためのコースを設定しています。

この循環バスの効果といたしましては、交通手段のない方への通院や買い物、公共機関の利用に役立てていただいております。

議員おただしの充実計画であります、平成18年度中に現行2ルートに加え、市内コミュニティバスと名称変更の検討も含め、高野口ルートの敷設を行うべく、本議会にバスの購入費及び運行事業費の予算を計上しているところでございます。

次に、現在運行している市民病院循環バスにつきましては、運行から4カ月間の経過では詳細な分析はできませんが、市民病院での乗降者率は約40%となっております。

次に、市民が利用しやすいコミュニティバスにするための提案と今後の見通しについてありますが、今後の利用状況の推移を見ながら、利用者の利便性をさらに高めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（上田順康君）建設部長。

建設部長（坂本信良君）富岡議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしの裏道につきましては、公図を調査した結果、里道等の法定外公共物ではなく、南海電鉄株式会社所有地及び国土交通省が取得された国道371号バイパス事業地内にあります。

このため、市において民有地及び県管理事業地内の裏道整備に係る費用に市費を充当することはできませんが、和歌山県、南海電鉄株式会社に改修の要望をしておりますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

議長（上田順康君）23番 富岡君、再質問ありますか。

23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）1項目めの隅田地区公民館に自動交付機設置の提案について再質問をいたします。3点伺います。

1点目は、合併後3カ月と少しになりますけれども、多くの公共料金が引き上げられたと批判の声が多いわけですが、合併についての市民の皆さんの評価、これを行政はどう受けとめられているのか。行政サービス向上の一環として隅田地区公民館、ここに自動交付機設置を求めたい。

2点目は、行政の公平性の観点から伺いたいんです。現在、自動交付機は4台で、紀見北公民館、城山台のヨシスト、吉野ストア内なんですが、それから橋本市役所、高野口出張所と設置されております。行政サービスの公平ということ考えたときにバランスが悪いのではないかとということです。地域的に見れば、紀見地区の振興団地に2台と、橋本地区1台、高野口地域1台と、こういうことに現在なっております。公平な行政サービスということが言えるのかということです。あと、市役所までの距離、こういう点からも隅田地区公民館に設置すること、これは当然ではないかと思うんですが、答弁をお願いします。

3点目は、住民票、印鑑証明、納税証明、あと外国人登録の証明も出るわけですが、これも、全市内の市民の利用状況というのがありますが、地域ごとにどのような状況にあるのかということです。私、調査した結

果では、一番多いのがやはり振興団地を中心に紀見地域でありました。実は、あまり差はないんですが、次に多いのは隅田地域なんです。3番目はわずかな差なんです。橋本地区、今現在、役所にあります。こういう結果が出ております。こういう科学的な数値からも隅田地区公民館に自動交付機を設置するというのは、もちろん財政の問題はありますが、必然だと思うんですが、この3点、伺います。

議長（上田順康君）23番 富岡君の再質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（吉田長司君）合併に伴う行政サービスは低下させないということで、それは重々理解しているところでございます。それと、今後、高齢者になっていく中で市役所まで来てもらうということが負担になってくる可能性もありますので、こういうサービスというのはしていかなければいけないということは理解しているところでございます。

ただ、だんだんのきょうの議論でもありましたように、財政の状況を考えた場合、今すぐにつけるといような回答ができないのが現状でございます。そういうことで、その辺をご理解願いたい。もっとほかにも行政サービスの部分で落としてはいけない部分もございまして、この部分についてはそういうことでご理解願いたいというふうに考えてございます。

それと、行政の公平性につきましても、北部のニュータウンにつきましても、老齡化が進む中で紀見北地区の公民館の利用者がかなり多いという状況を踏まえまして、それは城山台の住民もかなり行っているような状況がございました。それと、特に、大阪のほうへ勤めていまして、夜間とか休日でないというものが取りづらい、会社なりでも休んで取らんらんという状況もございました

ので、していく中で利用者もあるわけでございます。そういうことでニーズから考えましたらそういう順番は間違いではなかったというふうに考えてございます。

3番目になるのかな、自動交付機の設置をしていくのも大事ですけども、循環バスということも新しくされて、その中で市役所等も結んでいく中で、ちょっとご足労ですけども、市役所へも来ていただけるような手だても考えてございますので、その辺についてもご理解よろしくお願ひしたいと考えてございます。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）まず、3点目の地区ごとのカードの普及率ですけども、合併までの平成18年2月末の状況でございますけれども、カード発行普及率につきましては市内全域で2万833、発行してございます。そのうち紀見地区ですけれども、9,740ということで、普及率は47%で1位でございます。それから、2位が、おっしゃるとおりですが、隅田・恋野地区。合わせますと3,675ということで、普及率が17.64%でございます。それから3位が橋本地区の発行数ですけども、3,130ということで、15.02%でございます。

それから、17年4月1日から18年2月末までですけれども、自動交付機で発行いたしました数が1万5,621ございまして、紀見地区がそのうちの7,579と48.52%ということで、隅田・恋野地区が2,606の発行件数でございまして16.68%と、こういう数字になってございます。

以上です。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）私、紹介したかった数字をもう部長が言ってくれたので、今、皆さんお聞きになってもよくわかると思うんですが、次に自動交付機を設置するのは隅田地区公民館だということがご理解をいただけたと

思います。問題はお金ということのようですが、それはきょうは議論するつもりはありません。

もう一つ、これは平成16年度（2004年度）の実績なんですけど、私、この資料をいただいてちょっとびっくりしたんですが、例えば住民票の自動交付機で発行されている割合ですね。平成16年度4月から17年度3月までで総数で2万3,744、住民票が発行されております。そのうち窓口が1万6,694、それから自動交付機で7,050出ています。それで、いわゆる自動交付機の発行率といえますか、全体と比較して29.7%が自動交付機から1年間住民票が発行されたということになります。

さらに多いのが印鑑証明であります。これはパーセンテージだけ言います。43.4%、自動交付機で証明書が発行されているということなんです。

私もこの数字について関心を持ったんですが、こういう点から、財政上問題はありますけれども、年次的に自動交付機を増やしていくことができれば、恐らく8割、9割、自動交付機を使った形で住民票、印鑑証明、納税証明、外国人登録の証明と、こういったものが自動交付機で事足りてしまうといいますが、それはやはり行政の仕事の改革といえますか、こういうことにもつながると思います。

企画部長から答弁いただいたんですが、再度、改めて、ぜひ年次計画というふうな形で前向きな検討と言ったらあれなんですけど、真剣な検討をいただけませんか。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）再度の答弁になりますけれども、ここ一、二年ということは考えられないような状況でございます。将来において検討していくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）考えられないと。

2項目めに移ります。これもお金の要ることですが、コミュニティバスを充実し、住みよい橋本市について再質問をいたします。

今年度のコミュニティバス充実計画について伺いましたけれども、1台増やして高野口町内を回すと、こういうことであります。そのことは大変結構なことだと思います。

問題は1台の増車にとどまったということです。これは市長さんの考えではないんじゃないかなとも思うんですが、私、二、三台増やしていただけるという強い期待をいたしておりました。ということで、このことは市長の政治姿勢と異なるのではないかというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）富岡議員の再質問にお答えしたいと思います。

なかなか複雑な気持ちでございまして、自動交付機、たくさん置きますと、バスが干上がってしまうおそれもありますし、例えばの話でございますよ。現在、私、調べた範囲内では、市民病院循環バス、1日の乗降客が1台3.4人。私は5人以上6人ぐらいという計算でおったんですが、声の高い割に乗降客が非常に少なかったな。これは、やはり料金の問題も一部あるかもわかりません。

しかし、それはいろいろかわりがありまして、多く乗っていただいたら、中国のバスほどにぶら下がるほど乗っていただいたら、これはもう、ほんまに10円でも結構でございますけども、そんなこと等もございまして、結論から言いますと、非常に市民の安全輸送という観点から、やはりそれだけの装備もしなければなりませんし、運転士もそうであらあきませんし、そういう観点から直ちにはといきませんけれども、今年1年の経過を見

て、そして、平均5人以上6人ぐらい乗っていただくならば、1台はまた見通しを今後の財政も勘案して立てられると思うんですが、4台、5台ということは、これは幾ら高齢化率が増えましても直ちには参らんとします。ひとつよろしく願いしたいと思います。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）もう市長、言うてくれたんであれですが、現在運行されているコミュニティバスの問題点ということで、先ほど答弁のあったとおりです。

東西2コース、1日4往復ということなんですが、日常生活とうまく合致する市民からは、大変便利でありがたいという声、私、何人からも聞かせてもらっているんですが、その一方で、2時間に1回しか回ってこないという点、2時間に1本しかないということで、うまく利用できないとの声も、一方ではまた多く聞こえてまいります。

また、コースに入っていない地域住民から「なぜバスが来ないのか」と市役所に抗議したという。部長、聞いていますか。そういう市民もあります。現コミュニティバスに対する市民の不満の声が多く聞かれるわけですが、これ、行政は掌握していますか、よいというのも悪いというのも。具体的に市民の声を紹介していただきたいんです。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

まず、時間的に2時間に1本ということの中では、今現在、西ルートで1時間15分、東ルート55分ということで、今、バス1台ということの中では、この2時間に1本というのは、住民の方々にはある程度ご辛抱をお願いせざるを得んということで聞いております。

それから、2点目の市民の方々のご意見ということでは、確かに「バスが来ない」「なぜ

うちのところは来ない」というふうなご意見もいただいております。私自身も、お金を払ってですが、乗せていただきました。その中では、直接、運転士の方々ともお話もさせていただきまして、やはり「喜んでおる意見は聞きます」と。感謝されておるということで、もう一点、私、直接住民の方から聞きましたのは、「バス停をもうちょっと増やしてほしいよ」というふうな声も聞きました。ただし、それは警察との協議の関係もございますし、停留所の位置、道路幅員が確保できないとか、諸問題もありますので、2月から動き出した中でございますし、今後、利用実績、実態を踏まえまして、今後の見直しをする時期が来ましたときには検討もさせていただきます。

以上です。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）次に、演壇から申し上げたんですが、市民が利用しやすいバスにということで三つ提案させていただきました。

一つは、1時間以内に一巡するコース。二つは、バスの台数を増やして、バスが通っていない地域を可能な限りなくす。三つ目には、公的施設、買い物、病院などに利用しやすい停留所を増やすと。この3点、具体的な提案をしたんですが、この点、いかがでしょうか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）まず、1点目の1時間以内ということについては、今、現状の中では物理的に非常に難しいということでご答弁をさせていただくとともに、ご理解を賜りたいと思います。

それから、すべてのコースということなんですが、これ、南海りんかんバス、和歌山バスともバッティングいたします関係で、一部コースを市の希望どおり走れないというのが1点と、やはり、警察署協議の中でも道路幅員、停留所の設置ということでも一つの縛り

がございます。そういうことでご了解を賜りたいと思います。

公共施設、買い物コースということについても、今後の利用実績を見ながらの検討課題とさせていただきたい。ただ、先ほども市長のほうからも4月で平均3.4人というご答弁をさせていただきましたが、今後、バスの増車につきまして、私のほうでは検討するという答弁もいたしかねますので、とりあえず高野口コースを運行させて、その中の利用実績を見せていただきたいという考えであります。よろしく申し上げます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）私どもは、この三つの提案というのは、思いつきで申し上げているわけではありません。コミュニティバスを運行し、住みよい橋本市にということで、この取り組みを始めて足かけ8年になります。木下市長で2台ですか、実現いただいたんですが、この間、多くの自治体を視察したり、全国の先進というところも集団でも研究したり、あるいは、署名活動などにも取り組んでできました。そういう中で提案をしているわけで、詰まるところ財政問題ということになってしまいうんですけれども、ぜひ近い将来、この提案を実行いただきたいと思うんですが、市長の答弁を求めます。

議長（上田順康君）市長。

市長（木下善之君）富岡議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思いますが、本当に多くの住民の皆さんから私とこへも電話がかかってきます。何の電話かなと思ったら、「私の家の前に停留所をいただけんやろうかな」と言うさかいに、「それやったら1軒1軒停留所しませんならん」と申し上げたりするんですが、やはり、先ほどのお話で2時間とか2時間半にという、そういうことは非常に大事なやないかな。なぜかという、非常に高齢の

皆さんが利用されるわけですし、特に女性の方、運転できないような、そういう方は便所が近いんですよ。私、そこまで気をつけておるんですよ。漏らすことがあるんですよ、本当に。そこまで私、気を使っておるんです。1時間ぐらいにしたいのが十分わかっておるんですけどね。しかし、きのう、おとついの熱戦の反省をひとついただいて、そして、財政許す限り、できるだけ皆さんの希望がかなえられるように、ひとつ進めてまいりたいと思いますので、きょうのたびはお許しいただきたいと思います。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）あしたからまた、再三言うようにいたします。よろしく願いいたします。

3項目めの再質問なんですが、広域ごみ施設建設についてであります。

進捗状況について市長から答弁をいただきました。全地権者から用地買収の同意を得たと、この答弁をお聞きしました。私、感動を覚えました。率直な気持ちを申し上げます。私が言うことではないと思うんですが、全市民を代表して、ごみ対策室をはじめ広域組合等、関係者の皆さんの今日までのご苦労に心から敬意を表したいと思います。

これでこの項目の質問を終わりとしたいんですが、財政難を少しでも解消すると、こういう観点から再質問をいたします。答弁では炉の大きさ101トンという計画だと聞かせていただきました。関係自治体のごみ排出量というのはいかほどとしているのか、どの程度のごみ減量計画をもとに計算されたのか、お尋ねしたい。

広域ごみ処理計画は、ごみ量の約7割を占める橋本市の計画次第で焼却炉の規模は左右されると思います。

議長（上田順康君）富岡君に申し上げます。



広域組合については、市長から一定の説明があったところでありまして、これ以上の広域組合の事務に関する質問は認められませんので、ご注意願います。

23番（富岡清彦君）はい、わかりました。

質問を変えます。それでは、橋本市のごみの減量計画についてお尋ねいたします。

市長は、常々、かつらぎ町の分別リサイクルに追いつけ、追い越せと言われておるわけですが、現在、橋本市ごみ処理基本計画というものが策定中というふうに聞いておるんですが、市長の言われるかつらぎ町に追いつけ、追い越せと、分別リサイクルですね。これ、私、一昨年12月議会で紹介したんですけれども、市民1人当たりのごみ処理に要する経費ということで、橋本市1万3,327円に対してかつらぎ町では8,558円。実に橋本市の64%の経費でごみ処理というものが行われています。

これ、ストップかけられたらあかんと思っただけで書いているんですが、かつらぎ町を追い越すという、このかつらぎ町との決定的な違いは何かと言えば、かつらぎ町は17品目まで分別を行っております。橋本市は11品目なんです。やはりこの差は歴然としております。今度のごみ処理基本計画でこのかつらぎ町に追いつけ、追い越せということまで、これも市長がこう言うたら当然、担当はそういう方向でごみ処理基本計画をつくっていくと思うんですが、どういう計画をつくろうとしているのかということです。

目の前におられる14番議員、大変ご奮闘いただいて、ストーカ炉1本というふうなことで焼却方式も決定いたしました。これも私の試算ですと、これだけで橋本市の負担は40億円から50億円軽減できた。さらに、かつらぎ町並みの分別リサイクルを追求できれば、プラスにしてさらに橋本市の負担というのは軽減できるというふうに、これは確信をいた

しております。

その点で橋本市のごみ処理基本計画について、どういう分別リサイクル等の計画をつくろうとしているのか、また、つくっているのか、お尋ねします。

議長（上田順康君）市民部長。

市民部長（宮岡清文君）ごみ処理基本計画につきましては、今現在計画しておりまして、特に国の循環型社会に基づきます3Rの推進に向けて、当然、作成していかなければならないと、このように思っております。そのことにつきましては、広域ごみ処理でも同じような計画になってこようと思っておりますけれども、やはり、容器包装リサイクル法が対象としたプラスチック類の分別等をしていかなければならないのとおもっております。

それから、かつらぎ町はしておりますけれども、アルミ缶、スチール缶等の分別につきましてもやはり徹底していく必要があるのではないかと、このように思っております。できるだけごみを減らしていくということにつきましては市長の最重点課題でございますので、そういった方向で処理計画を作成して、広域に合わせた形で整備をしていきたい、現状に向けて努力してまいりたいと、このように思っております。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）最後に、また議会ルールを言われますので、要望で申し上げておきます。

それは、繊維くずと汚泥を焼却するという計画についてであります。答弁ではあわせ産廃の法律があるということでもありますけれども、問題はあわせ産廃の法律ができた背景ですね。国は大規模な焼却炉建設を推進してきたことから、一方で分別リサイクルというものが進む中で焼却能力の現在50%から60%のごみしか焼却していないという状況がありま

す。また、財界、業界からの強い要望、安い料金で産廃を処理したいという要望もあり、国はあわせ産廃という法律をつくりました。

そもそも産業廃棄物処理法では、第3条で事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあります。さらに11条の産業廃棄物の処理で、改めて事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとしております。産業廃棄物は、排出者である事業者の責任で処理することが原則です。さらに、市民の税金を使って産業廃棄物を処理することに問題がないのか。繊維くずと汚泥の焼却計画がつけられたのは、熔融炉方式という時期であったのではないか、それが前提であったのではないかと。以上の点から繊維くずと汚泥の焼却計画は再考すべきというふうに考え、強く要望し、私の一般質問を終わります。

議長(上田順康君)これをもって、23番 富岡君の一般質問は終わりました。